

承認案第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成17年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

専決第11号

専 決 処 分 書

農業者年金受給者に対する指導瑕疵により、当該受給者に与えた損害に関し、損害賠償金を支出するため、平成17年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年9月29日

天理市長 南 佳 策

## 平成17年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成17年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,690,270千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成17年9月29日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		千円 438,131	千円 1,304	千円 439,435
	5 雑入	217,897	1,304	219,201
歳 入 合 計		23,688,966	1,304	23,690,270

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林費		千円 373,988	千円 1,304	千円 375,292
	1 農業費	351,722	1,304	353,026
歳 出 合 計		23,688,966	1,304	23,690,270

専決第12号

専 決 処 分 書

農業者年金受給者に対する指導瑕疵により、当該受給者に与えた損害に関し、  
下記損害賠償額で相手方と和解したいが、急施を要し、議会を招集する暇がな  
いと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
専決処分する。

平成17年9月29日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 1,303,756円

専決第13号

専 決 処 分 書

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の公布に伴い、  
天理市立特別養護老人ホームふるさと園の利用料金に関する条例（平成12年3  
月天理市条例第10号）の一部を改正する必要があるが生じたが、急施を要し、議会を  
招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市立特別養護老人ホームふるさと園の利用料金に関する条例の  
一部を改正する条例

天理市立特別養護老人ホームふるさと園の利用料金に関する条例（平成12年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

- (8) 介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第411号）
- (9) 介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の2第2項第2号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号）

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。



専決第17号

専 決 処 分 書

国家公務員の給与法の改正に準じた職員給与の改定等のため、平成17年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年11月28日

天理市長 南 佳 策

## 平成17年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成17年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,690,848千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年11月28日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 315,714	千円 578	千円 316,292
	1 繰越金	315,714	578	316,292
歳 入 合 計		23,690,270	578	23,690,848

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 284,578	千円 750	千円 285,328
	1 議会費	284,578	750	285,328
2 総務費		2,606,021	△421	2,605,600
	1 総務管理費	1,828,986	△519	1,828,467
	2 徴税費	451,004	65	451,069
	3 戸籍住民基本台帳費	144,105	33	144,138
	4 選挙費	102,046	9	102,055
	5 統計調査費	45,673	0	45,673
	6 監査委員費	34,207	△9	34,198
3 民生費		6,925,510	551	6,926,061

	1 社会福祉費	2,947,233	△261	2,946,972
	2 児童福祉費	2,790,631	780	2,791,411
	3 生活保護費	1,187,095	32	1,187,127
4 衛生費		2,475,746	7	2,475,753
	1 保健衛生費	1,539,090	19	1,539,109
	2 清掃費	936,656	△12	936,644
6 農林費		375,292	△36	375,256
	1 農業費	353,026	△36	352,990
	2 林業費	22,266	0	22,266
7 商工費		164,072	46	164,118
	1 商工費	164,072	46	164,118
8 土木費		4,346,325	△96	4,346,229

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道路橋りょう費	千円 779,431	千円 45	千円 779,476
	2 河川費	181,347	△13	181,334
	3 都市計画費	2,846,631	△98	2,846,533
	4 住宅費	538,916	△30	538,886
10 教育費		3,282,437	△206	3,282,231
	1 教育総務費	408,643	△266	408,377
	2 小学校費	672,743	150	672,893
	3 中学校費	370,494	81	370,575
	4 幼稚園費	694,665	△587	694,078
	5 社会教育費	935,535	243	935,778
	6 保健体育費	200,357	173	200,530

11 災害復旧費		42,382	△17	42,365
	1 公共土木施設災害復旧費	26,536	△10	26,526
	2 農林業施設災害復旧費	15,846	△7	15,839
歳	出	合	計	
		23,690,270	578	23,690,848

専決第18号

専 決 処 分 書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第114号）の公布に伴い、本市において国の特別職の職員の給与に準じた給与改定を行うため、天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）、天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年11月28日

天理市長 南 佳 策



天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

専決第19号

専 決 処 分 書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の公布に伴い、本市において国の一般職の職員の給与に準じた給与改定を行うため、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年11月28日

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「13,500円」を「13,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

第25条第7号中「奈良県労働金庫」を「近畿労働金庫」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700		
	23			299,100	351,900	372,700	411,900			
	24			301,100	354,100	375,300	415,300			
	25			303,000	356,500	377,800				
	26			304,800	358,700	380,400				
	27			306,700	361,000					
	28			308,700	363,200					
	29			310,600						
	30			312,500						
	31			314,400						
32			316,200							
再任用 職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

## 別表第2 (第3条関係)

## 教育職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円
	1	—	—	269,200
	2	147,000	162,400	282,700
	3	153,100	170,700	296,400
	4	160,300	179,600	310,100
	5	168,200	190,500	323,500
	6	177,100	197,400	336,700
	7	187,100	204,300	346,700
	8	193,700	211,700	356,800
	9	200,200	219,600	367,100
	10	206,800	230,500	375,700
	11	213,500	242,000	384,100
	12	220,400	253,600	392,100
	13	227,700	265,900	399,800
	14	234,900	278,500	407,300
	15	241,900	291,500	414,700
	16	249,000	305,100	421,900
	17	255,500	318,400	428,600
	18	261,800	331,000	435,200
	19	268,300	340,900	441,700
	20	274,100	350,700	447,400
	21	279,400	360,500	452,800
	22	284,300	368,800	457,300
	23	289,000	376,900	461,500
	24	293,100	384,500	465,200
	25	296,500	391,300	468,300
	26	299,800	397,600	471,100
	27	303,100	403,300	
	28	305,500	408,500	
	29	307,200	413,300	
	30	309,000	418,100	
	31	310,700	422,700	
	32	312,400	426,700	
	33	314,100	430,900	
	34		434,800	
	35		438,400	
36		440,800		
再任 用職 員		226,400	279,400	346,100

## 備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、教諭、養護教諭、助教諭及びこれらに準ずる職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例、天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成10年12月天理市条例第27号）附則第8項から第10項まで及びこれらに基づく市長が定める規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の給与条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（市長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整

額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長が定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和55年3月天理市条例第1号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の市長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

専決第20号

専 決 処 分 書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第114号）の公布に伴い、本市において国の特別職の職員の給与に準じた給与改定を行うため、天理市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和42年6月天理市条例第27号）の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年11月28日

天理市長 南 佳 策



天理市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例  
天理市水道事業管理者の給与に関する条例(昭和42年6月天理市条例第27号)  
の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。